
監 査 委 員

29年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成28年度に執行した監査の結果（平成28年9月1日から平成28年11月15日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成29年 1月10日

京都府監査委員 菅 谷 寛 志
 同 渡 辺 邦 子
 同 森 敏 行
 同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
菅 谷 寛 志	平成28年 9月 1日～平成28年11月15日
渡 辺 邦 子	平成28年 9月 1日～平成28年11月15日
村 山 佳 也	平成28年 9月 1日～平成28年11月15日
井 上 元	平成28年 9月 1日～平成28年11月15日

第1 定期監査

平成28年 9月 1日から平成28年11月15日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成28年度の監査対象機関のうち、知事部局19箇所、教育委員会4箇所、警察本部7箇所、その他行政委員会等1箇所の計31箇所について監査を執行した。その他主要な工事2箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況を知事部局2箇所、教育委員会6箇所の計8箇所実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
公営企業管理事務所	平成28年 9月13日・11月14日	実地監査
精神保健福祉総合センター	平成28年 9月12日	書面監査
福知山児童相談所	平成28年10月18日・11月14日	実地監査
府立洛南病院	平成28年10月24日・25日・11月2日	実地監査
府立陶工高等技術専門学校	平成28年10月 5日・11月 7日	実地監査
水産事務所	平成28年 9月14日	書面監査
南丹教育局	平成28年 9月16日	書面監査
府立綾部高等学校	平成28年 9月23日	書面監査
府立農芸高等学校	平成28年11月 1日	書面監査
府立大江高等学校	平成28年10月17日	書面監査
亀岡警察署	平成28年 9月 6日	書面監査
南丹警察署	平成28年 9月 6日	書面監査
綾部警察署	平成28年10月12日	書面監査
福知山警察署	平成28年 9月21日・11月14日	実地監査
舞鶴警察署	平成28年10月12日	書面監査
宮津警察署	平成28年11月 9日	書面監査

京丹後警察署	平成28年11月 9日	書面監査
南丹広域振興局	平成28年 9月 6日～9日・10月14日	実地監査
南丹保健所	平成28年 9月 8日・10月14日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成28年 9月 6日～9日・10月14日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成28年 9月 6日～9日・10月14日	実地監査
南丹土木事務所	平成28年 9月 6日～9日・10月14日	実地監査
中丹広域振興局	平成28年10月11日～14日・17日・11月15日	実地監査
中丹西保健所	平成28年10月12日・11月15日	実地監査
中丹東保健所	平成28年10月11日・11月15日	実地監査
中丹土地改良事務所	平成28年10月11日～14日・17日・11月15日	実地監査
中丹東農業改良普及センター	平成28年10月11日～14日・17日・11月15日	実地監査
中丹西農業改良普及センター	平成28年10月11日～14日・17日・11月15日	実地監査
中丹東土木事務所	平成28年10月11日～14日・11月15日	実地監査
中丹西土木事務所	平成28年10月 3日～6日・11月15日	実地監査
京都海区漁業調整委員会	平成28年 9月14日	書面監査
府立福知山高等技術専門学校	平成28年10月 4日	特別財務(現金)
中丹家畜保健衛生所	平成28年10月 5日	特別財務(現金)
府立福知山高等学校	平成28年10月 4日	特別財務(現金)
府立峰山高等学校	平成28年10月31日	特別財務(現金)
府立加悦谷高等学校	平成28年11月 9日	特別財務(現金)
府立久美浜高等学校	平成28年11月10日	特別財務(現金)
府立中丹支援学校	平成28年10月12日	特別財務(現金)
府立与謝の海支援学校	平成28年11月 9日	特別財務(現金)
丹後土木事務所(国道178号(仮称)蒲入トンネル新設工事)	平成28年10月27日・28日	工事監査
警察本部会計課(宮津警察署耐震改修工事)	平成28年 9月28日	工事監査
例月出納検査(会計事務月例点検)	平成28年 9月27日・30日	-
	平成28年10月26日・31日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成27年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成28年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 法規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実
- (3) 次の重点項目を設定し、効率的・効果的な監査を実施する。
 - ア 事務事業を実施するに当たり、法令で定める手続が適正に行われているか。
 - イ 補助事業の履行確認及び補助団体に対する指導は適切に行われているか。
 - ウ 統一的な基準による地方公会計制度の円滑な導入に向けて、公有財産及び物品が適正に管理されているか。

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2

① 現金

- ・保管現金及び収入証紙の管理状況が不適切な事例が認められた。(中丹広域振興局)

② その他

- ・公印の使用について、京都府地方機関処務規程に定める規定どおりに行われていない事例が認められた。(南丹広域振興局)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	2	3	13	1	0	0	0	0	1	0	20

第2 財政的援助団体等監査

平成28年9月1日から平成28年11月15日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成27年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団

体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した8団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
株式会社 ジェイアール西日本福知山メンテック	管理	平成28年10月18日	書面監査
福知山市有害鳥獣対策協議会	補助	平成28年10月18日	書面監査
京都府漁業信用基金協会	出資	平成28年10月19日	書面監査
学校法人 龍谷大学	補助	平成28年10月19日	書面監査
国家公務員共済組合連合会	管理	平成28年10月21日	書面監査
一般財団法人 丹後王国食のみやこ	出資	平成28年11月1日	書面監査
丹後地区土地開発公社	出資	平成28年11月2日	書面監査
社会福祉法人 丹後大宮福祉会	補助	平成28年11月11日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた

が、経理事務について、次のとおり留意を要する事例が認められた。

- ・平成25年度補助事業について、補助金の入金後に事業の未実施が判明し補助金返還していたもの。
(福知山市有害鳥獣対策協議会)

なお、上記の他に1件の留意を要する事例が認められ、事業所管課に対する注意とした。